

2024年 2月

お客さま各位

釜石市鈴子町147番地5  
釜石瓦斯株式会社  
(小売登録番号：C0015)

最終保障供給約款の一部（基本料金）改定について

日頃は釜石ガスをご利用くださりまして誠にありがとうございます。

さて、昨今の物価上昇に伴い、基本料金の算定基準であるガスメーターをはじめとした資機材等の価格や業務コストの上昇が経費削減の努力を上回っており、また地域人口減少から需要家数も減少しております。

この状況が継続しますと都市ガスの安全かつ安定した供給に影響が出ると判断し、ついでには、2024年2月1日より、ガス小売供給約款及び各種選択約款のガス料金（基本料金）を値上げ改定することとしたことに伴い、最終保障供給約款の料金（基本料金）につきましても下記のとおり改定いたしました。

弊社といたしましては、これからも都市ガスの安定供給と保安を第一に、より一層のお客さまサービスの向上に努める所存でございますので、ご理解と引き続きのご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

記

■最終保障供給約款の基本料金（2024年2月1日より改定）

| 1か月のご使用量等                                     | 基本料金（円/月）  |            |          |    |
|---|------------|------------|----------|----|
|   | 改定前（旧）     | 改定後（新）     | 改定差額     | 適用 |
| A 0 m <sup>3</sup> から 19 m <sup>3</sup> まで    | 1,023.6000 | 1,275.6000 | 252.0000 | 税抜 |
|   | 1,125.9600 | 1,403.1600 | 277.2000 | 税込 |
| B 19 m <sup>3</sup> を超え 153 m <sup>3</sup> まで | 1,368.0000 | 1,620.0000 | 252.0000 | 税抜 |
|   | 1,504.8000 | 1,782.0000 | 277.2000 | 税込 |
| C 153 m <sup>3</sup> を超えるとき                   | 4,584.0000 | 4,836.0000 | 252.0000 | 税抜 |
|   | 5,042.4000 | 5,319.6000 | 277.2000 | 税込 |

※ただし、2024年1月31日以前から継続して供給し、2024年2月1日から2024年2月29日までの間に支払義務が初めて発生する料金については、新最終保障供給約款の実施前の旧最終保障供給約款に基づき料金（基本料金）を算定するものといたします。

以上